



中労委命令 組合の全面的勝利! JR東日本会社の再審査申立てを棄却!

9月10日、JR東日本が申し立てていた「八王子パンフ配布処分事件」について、中央労働委員会は「(会社による)再審査申立てを棄却する」命令を発出しました。



何が認められたの?

1 新入社員へのパンフレット配布は「組合活動」として認められました

中労委は、パンフレット配布について、次のように具体的な事実を認定しました。



- ◆ 新入社員に組合加入を呼びかける目的のもの
- ◆ 会社や他の労働組合を誹謗・中傷するものではない
- ◆ 勤務時間外に短時間で行われた
- ◆ 乗客の目に触れない場所で、極めて平穩に行われた
- ◆ 業務への支障や職場の混乱を生じさせるものではない

➡ **職場秩序を乱すおそれのない特別な事情があると判断されました**



「新入社員が不安になった」ことについても…
中労委は、就業規則についての理解不足から生じた誤解であり、配布方法に問題があったことを示すものではないと判断しました。

2 「昔からの職場のルール」だけでは制限できない

会社は、国鉄以来の歴史的な経緯や労使関係などを理由に、組合活動を制限できると主張していました。



➡ しかし中労委は、
「正当で、職場秩序を乱すおそれのない組合活動まで、一律に制限する理由にはならない」と判断しました。

また、組合や他労組のパンフレット配布についても、
「職場秩序を乱すおそれがあるかどうかは個別具体的に判断する」とし、同様の配布であれば当然に認められるとしました。

4 「掲示」も支配介入と認定!

さらに、パンフレット配布をきっかけに行われた会社の「掲示」についても、



支配介入にあたる

会社掲示は、組合側から見れば「今回のパンフレット配布のような活動も厳正に処分する」という会社の方針を表明したものであり、組合活動を不当に制限し萎縮させる支配介入であると判断しました。

3 パンフレット配布への「嚴重注意」は不利益取扱い・支配介入に該当

中労委は、今回のパンフレット配布に対する会社の「嚴重注意」について、



パンフレット配布は正当な組合活動であった

- ◆ 会社は、文書で嚴重注意を出した
- ◆ 嚴重注意は、人事記録に残るものであり、単なる口頭注意より重い
- ◆ 嚴重注意は、組合員の正当な組合活動を萎縮させる効果があり、労働組合の運営に対する支配介入でもある

**今回の命令が
意味すること**

**会社施設内だからといって、
一律に組合活動は禁止できない!**

- ◆ 中労委命令は、都労委命令に続き、組合の職場内での平穩な組合活動の正当性を認めた当たり前の判断!
- ◆ 会社が主張した「歴史的な経緯」や「労使関係」だけを理由に、正当な組合活動を一律に制限することができないことが改めて明確に!

「決意と約束」を表明した
JR東日本会社には

**中労委命令を真摯に受け止め、その命令に従い、
労働組合への不当労働行為を二度と繰り返さないよう求めます**